

国民健康保険  
後期高齢者医療保険

に加入中の

**被用者**

の方へ



**新型コロナウイルス感染症**に  
感染症又は感染が疑われる方が  
療養のため仕事を休んだときは

**傷病手当金の  
支給制度があります**

新型コロナウイルスへの感染や感染疑いのため仕事を休み、その間給与等が支払われない、又は減額されたとき、「傷病手当金」を受けとれることがあります。

**手当金の対象者**

以下の条件をすべて満たす方が対象です。

**1. 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと**

医療機関や事業主の証明書が必要です。

**2. 4日以上休んでいること**

**3. 休んだ期間について給与等がもらえないこと**

会社から給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

**支給額**

1日当たりの支給額

=

直近の継続した3月間  
の給与収入の合計額  
÷就労日数

×3分の2

**お問い合わせ先**

新冠町役場保健福祉課 国保・後期高齢者医療係  
電話：47-2113 fax：47-2496